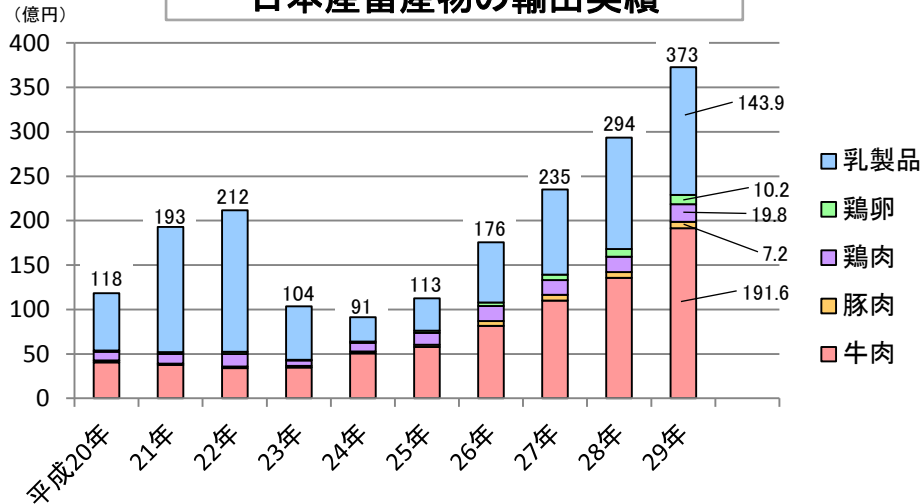


# 【輸出関係】

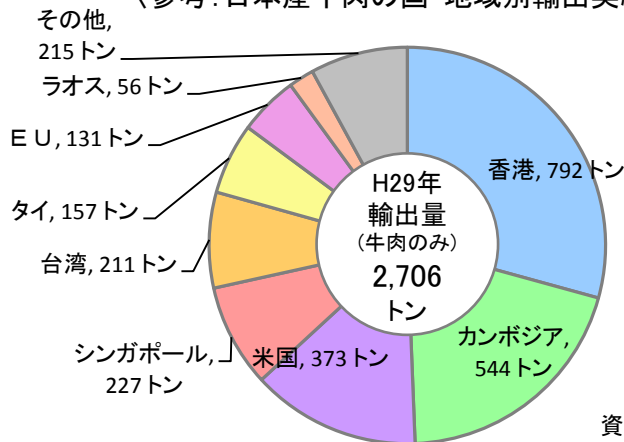
# 畜産物の輸出について

- ・ 平成29年の畜産物の輸出実績は合計で373億円。うち牛肉が最大の192億円となっており、全体の約51%を占める。
- ・ 農林水産物の輸出目標(平成31年:1兆円)の達成に向け、平成28年5月にとりまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、関係者が一体となって輸出拡大に取り組む。

## 日本産畜産物の輸出実績



〈参考:日本産牛肉の国・地域別輸出実績〉



資料:財務省「貿易統計」

## 平成31年輸出目標

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 牛肉  | : 250億円(4,000トン相当) |
| 豚肉  | : 12億円(1,000トン相当)  |
| 鶏肉  | : 35億円(14,000トン相当) |
| 鶏卵  | : 26億円(10,000トン相当) |
| 乳製品 | : 140億円            |

## 畜産物の輸出拡大に向けた取組のポイント

### 1. 市場開拓・需要創出

- 統一マークの活用等により、日本ブランドを前面に立てた販売戦略
- 日本産畜産物の強みを活かす調理技術等の普及
  - 〔すき焼き等日本の食文化とセットでバラやモモなどの多様な部位を売り込む。〕

### 2. 供給力の強化

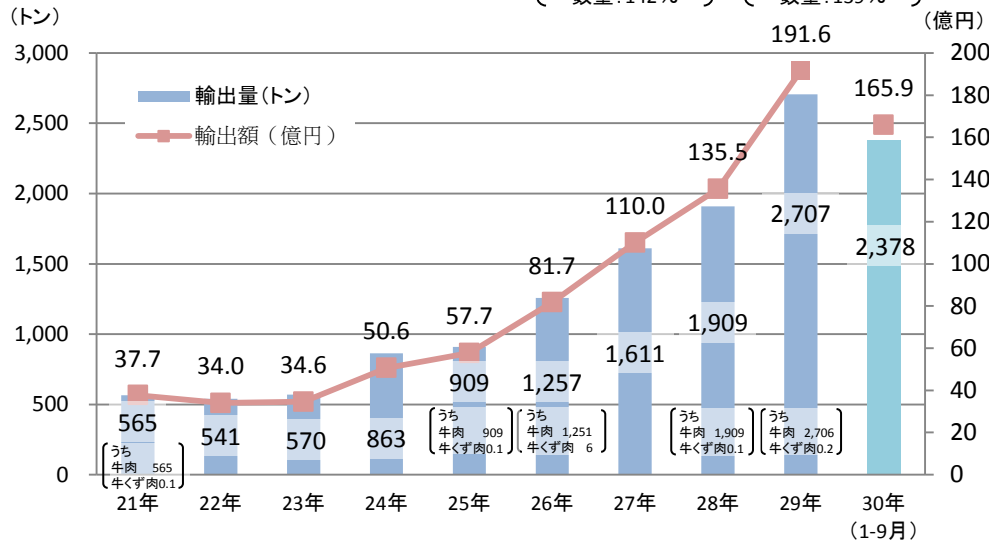
- 輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設の整備を促進
  - 〔平成28年11月に決定した「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」において、当面の具体的な整備案件を輸出拠点として提示。〕

### 3. 輸出先国・地域の多角化

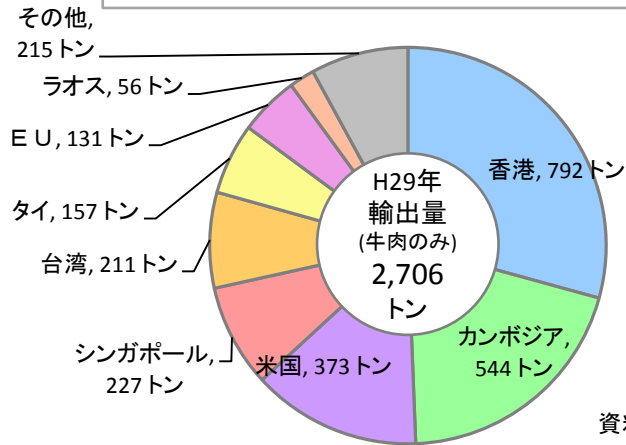
- 動物検疫協議等の戦略的展開

# 牛肉の輸出について

## 日本産牛肉の輸出実績



## 日本産牛肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

## 平成31年輸出目標 250億円(4,000トン相当)

※目標値に牛くず肉は含まない

- 輸出可能国・地域  
香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、UAE、米国、カナダ、EU、ロシア、ブラジル、オーストラリア、アルゼンチン 等
- 動物検疫協議中の国  
韓国、中国、ウルグアイ 等

<輸出国・地域別の施設認定状況> (2018年11月現在) 出典:厚生労働省HP

|     | 米国 | カナダ | 香港 | NZ | オーストラリア | アルゼンチン | EU | シンガポール | タイ | フィリピン | ブラジル | 台湾 | インドネシア | マレーシア | UAE | カタール | パレーン | マカオ | タイ | ミャンマー | ロシア等 | ベトナム |
|-----|----|-----|----|----|---------|--------|----|--------|----|-------|------|----|--------|-------|-----|------|------|-----|----|-------|------|------|
| 施設数 | 10 | 8   | 10 | 10 | 8       | 3      | 4  | 13     | 8  | 8     | 4    | 29 | 2      | 2     | 4   | 4    | 4    | 65  | 68 | 51    | 2    | 65   |

## 和牛の強みを活かす売り方、食べ方を海外に広め、輸出拡大につなげる

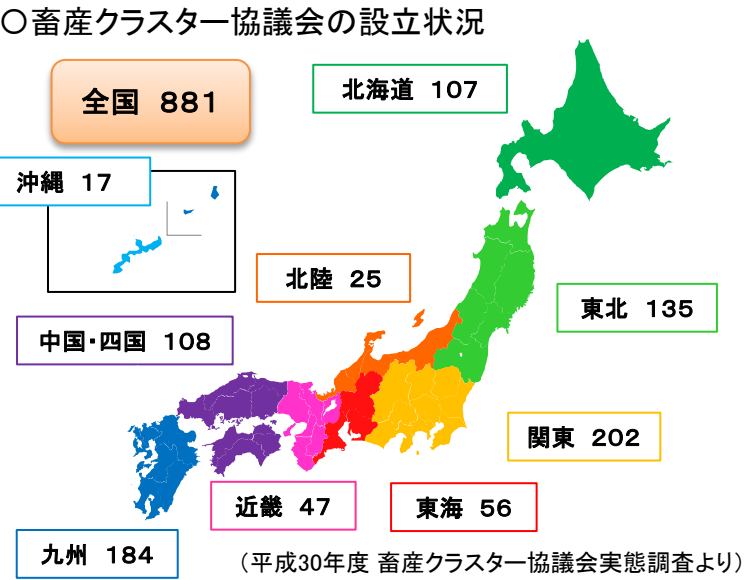
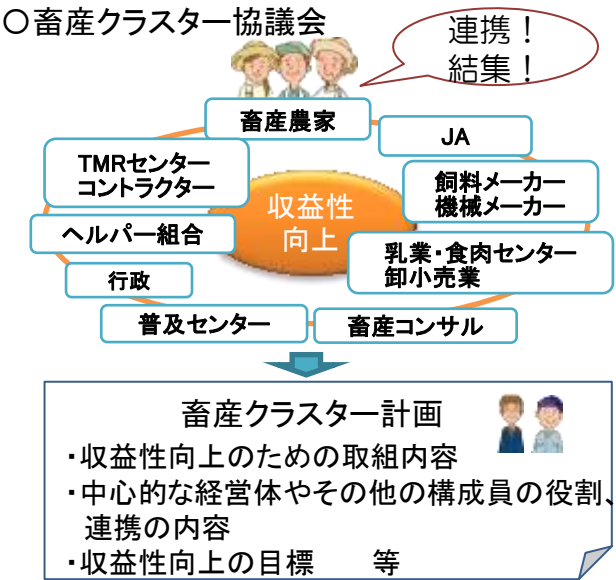
### 今後の取組

- 高い品質(味・見た目)を活かした販売促進(平成32年度までに輸出戦略上の全ての重点国・地域で和牛統一マークの商標登録を目指す)
- 格付け情報、生産履歴情報の提供による和牛の付加価値化の後押し(平成29年度以降、7か国語で提供)
- 新たな肉料理市場の創出等を追求(平成28年度以降3年間で計8か国・地域50人のシェフを日本へ招へい)
- 和牛生産量の維持・拡大(平成37年度までに和牛の飼養頭数を186万頭まで増頭する計画)
- 効率的な流通対策の確立(平成32年までに米国・EUへの輸出に対応可能な施設の処理能力を3割以上拡大)

【その他】

畜産クラスターの支援状況（H26当初～H29補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。



○協議会が対象としている畜種

| 畜種  | 協議会数 |
|-----|------|
| 酪農  | 422  |
| 肉用牛 | 504  |
| 養豚  | 266  |
| 肉用鶏 | 94   |
| 採卵鶏 | 173  |

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国881)と一致しない。

| 事業   | 取り組んだ協議会数 |
|------|-----------|
| 施設整備 | 437       |
| 機械導入 | 698       |
| 実証支援 | 123       |

※協議会数は重複有り。

(参考)

|      | 事業        | 予算額(億円) |
|------|-----------|---------|
| 26補正 | 施設整備      | 51      |
|      | 機械導入      | 150     |
| 27当初 | 施設整備      | 75      |
| 27補正 | 施設整備・機械導入 | 610     |
| 28補正 | 施設整備・機械導入 | 685     |
| 29補正 | 施設整備・機械導入 | 665     |
| 合計   |           | 2,236   |

# 畜産クラスターの取組事例①

## 酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、  
次世代につながる経営集団を形成

### ○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

### ○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)

地域の酪農家が集まって、協業法人を設立



- 効果
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
  - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

### ○目指す姿

- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

## 酪農

(熊本県 K市)

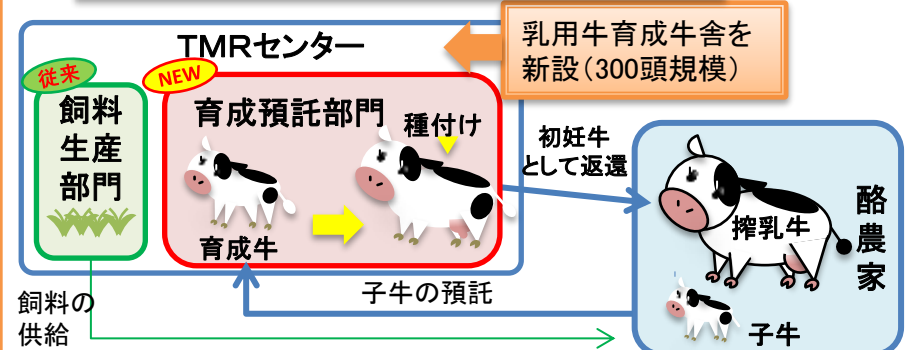
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う  
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

### ○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高くつく

### ○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
  - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

### ○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

# 畜産クラスターの取組事例②

## 肉用牛

(島根県 1町)

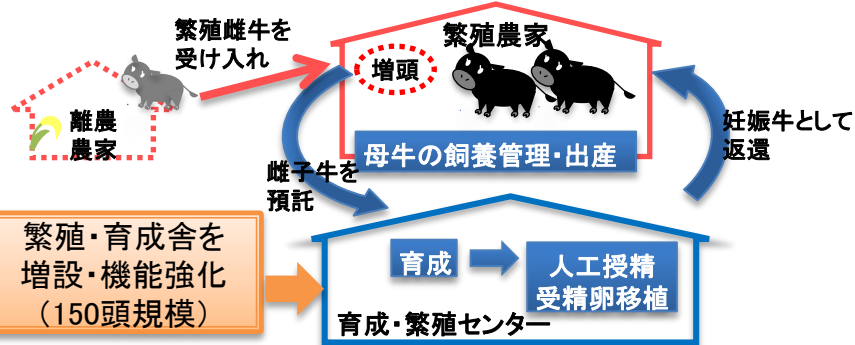
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、  
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

### ○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

### ○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



- 効果
- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
  - ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

### ○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

## 養豚

(茨城県 U市)

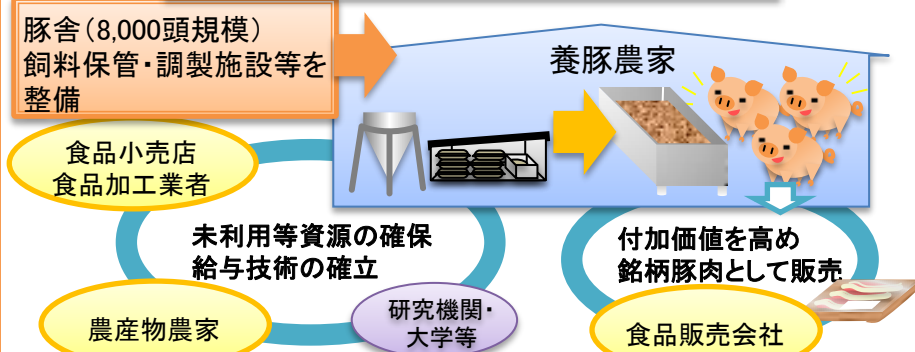
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と  
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

### ○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

### ○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



- 効果
- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
  - ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

### ○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上



## 【酪農・畜産】畜舎を整備したい



### ● 畜産クラスター事業 29補正【一部基金】:665億円の内数

我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ③ 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ④ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」

補助率:1/2以内  
支援対象者:中心的な経営体

### ● 畜産経営体質強化資金対策事業 29補正【基金】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠:85億円(既存基金を活用)  
基金管理団体:民間団体

### ● 強い農業づくり交付金 30当初:202億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率:都道府県へは定額  
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

## 【酪農・畜産】簡易畜舎を整備したい



### ● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】30年度:44億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率:1/2以内  
事業実施主体:生産者団体等

### ● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】30年度:35億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。

補助率:1/2以内  
事業実施主体:都道府県団体、民間団体



### 簡易畜舎とは?

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等



# 家畜の増頭・導入に活用可能な事業

## 【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



### ● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 30年度:35億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進  
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
- ・ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保  
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭  
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 6万円/頭、9万円/頭)  
事業実施主体:都道府県団体、民間団体

### ● 畜産生産能力・体制強化推進事業 30年度:6億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率:定額(交雑種の導入:15千円/頭)  
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)  
事業実施主体:都道府県団体、民間団体

## 【酪農】乳用牛を増頭・導入したい



### ● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】 30年度:44億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 酪農における生産性向上を図るため、牛群検定に加入する都府県の酪農家による優良乳用牛の導入を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。

補助率:定額(後継者への導入5万円/頭、継承等3.2万円/頭、  
優良乳用牛導入4万円、5万円/頭)  
事業実施主体:生産者団体等

## 【養豚】優良種豚を導入したい



### ● 養豚経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 30年度:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)  
事業実施主体:民間団体等

## 【酪農・畜産】

### 施設整備と一体で家畜を導入したい



### ● 畜産クラスター事業 29補正【一部基金】:665億円の内数

- ・ リース方式の施設整備を行い規模拡大する場合の家畜導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)  
支援対象者:中心的な経営体

## 【酪農・肉用牛】放牧する繁殖雌牛を導入したい



### ● 飼料増産総合対策事業 30当初:10億円の内数

- ・ 放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築を図るため、繁殖基盤強化に向けた肉用繁殖雌牛等の導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有) 事業実施主体:農業者団体等

### ● 飼料生産基盤活用促進緊急対策事業 29補正:5億円の内数

- ・ 公共牧場自らが肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給を行う場合、必要な家畜の導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)  
事業実施主体:農業者団体等

# 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

## 【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】30年度:44億円の内数**  
学生インターンシップの受入や酪農ヘルパーの研修、資格取得等の人材確保・育成の取組、傷病時等の利用料金を低減するための互助基金制度及び広域利用調整や経営改善等のヘルパー利用組合強化の取組を支援します。  
〔補助率:定額、1/2以内 等  
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】30年度:35億円の内数**  
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。  
〔補助率:1/2以内  
事業実施主体:生産者団体等〕

## 【酪農】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **楽酪事業 30当初:30億円の内数**
- **楽酪GO事業【ALIC事業】30年度:50億円の内数**  
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援します。  
〔補助率:1/2以内  
事業実施主体:民間団体〕

## 【酪農・肉用牛】公共牧場を強化したい



- **飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 29補正:5億円の内数**  
夏期預託から周年預託への転換、地域を越えた広域的な預託等の取組に対し、施設・機械の整備に支援。  
〔補助率:定額、1/2以内  
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

## 【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業 29補正【一部基金】:665億円の内数**  
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業づくり交付金 30当初:202億円の内数**  
TMRセンター等における国産粗飼料や飼料用米の保管・調製施設の整備を支援します。  
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **飼料増産総合対策事業 30当初:10億円の内数**  
コントラクター、TMRセンターの機能の高度化や良質粗飼料の作付け・利用拡大の取組、飼料生産技術者の資質向上の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕

## 【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業 29補正【一部基金】:665億円の内数**  
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援。  
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】30年度:44億円の内数**  
乳用牛を広域的に預託する取組を支援。  
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕

# 畜産におけるGAPの取組について

## 畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

### 畜産におけるGAPの推進状況

- ・平成29年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表(団体認証の基準書についても12月25日に公表)。
- ・審査認証機関の認定、審査員の養成等認証体制を構築し、平成29年8月21日に農場の認証を開始。
- ・平成29年8月31日にGAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムを運用開始。

### <GAP認証取得等状況> (H30.11.5時点)

JGAP家畜・畜産物:40経営体(乳用牛3,肉用牛10,養豚21,採卵鶏6)、GAP取得チャレンジシステム:16経営体※(乳用牛3,肉用牛4,養豚4,採卵鶏4,肉用鶏1)、GLOBALG.A.P.:1経営体(大学1)

※JGAP家畜・畜産物を取得した18経営体を除いた数値

(参考) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード  
持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

| 要件                                      | 要件への適合を示す方法                                            | 要件を満たした上で推奨される事項                                                                 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①食材の安全<br>②環境保全<br>③労働安全<br>④アニマルウェルフェア | ・JGAP、GLOBALG. A. P. 認証<br>または<br>・GAP取得チャレンジシステムによる確認 | ・有機畜産により生産<br>・農場HACCPの下で生産<br>・エコフィードを用いて生産<br>・放牧畜産実践農場で生産<br>・障がい者が主体的に携わって生産 |

# 畜産農家が利用できる主な融資制度について

## 【運転資金対策】

### ○スーパーS資金

経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円
- ・貸付利率：変動金利制（1.5%（平成30年10月18日現在））

### ○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・金利：0.25%（平成30年10月18日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の3/12以内

子牛価格の高騰の影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例  
・限度額は年間経営費等の6/12  
・無担保・無保証人化

### ○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

#### 【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：5年（据置2年）
- ・貸付利率：0.85%（平成30年10月18日現在）

#### 【経営継続資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
- ・償還期限：3年（据置1年）
- ・貸付利率：0.85%（平成30年10月18日現在）

#### 【経営維持資金】

- ・貸付対象：鳥インフルエンザの発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限：3年（据置1年）
- ・貸付利率：0.85%（平成30年10月18日現在）

※限度額については、資金メニューごとに設定

## 【体質強化推進対策】

### ○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）  
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・金利：0.45%（平成30年10月18日現在）
- ・融資枠：85億円

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除。

## 【施設等資金対策】

### ○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・金利：借入期間に応じて0.25～0.40%（平成30年10月18日現在）  
〔「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金 〕  
については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

### ○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・金利：0.40%（平成30年10月18日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額  
①前向き投資資金 負担額の80%  
②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人100万円～250万円、法人400万円  
③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

### ○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・金利：0.40%（平成30年10月18日現在）
- ・限度額：農業を営む者 個人180万円、法人・団体2億円 農協等15億円

## 【負債対策】

### ○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】・一般：15年（据置3年）以内  
特認・経営継承：25年（据置5年）以内  
【養豚】・一般：7年（据置3年）以内  
特認・経営継承：15年以内（据置5年）
- ・金利：0.40%（平成30年10月18日現在）以内
- ・融資枠：500億円（平成30～34年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）



新たな国際環境の下においても再生産可能となるよう、更なる畜産・酪農の競争力強化を図るため、平成29年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」及び平成28年11月に策定した「農業競争力強化プログラム」等を踏まえ、①収益力強化や生産基盤の維持・拡大、国産畜産物の需要拡大による畜産・酪農の体質強化、②輸入飼料依存から脱却するための自給飼料の生産拡大、③経営安定のためのセーフティネットの3つの柱を重点的に実施。

## ① 畜産・酪農の体質強化

- 収益力強化や生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、ICT等を活用した生産性向上、国産畜産物の需要拡大等の対策を進めることにより、畜産・酪農の体質強化を図る。

### 畜産・酪農の収益力強化

- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (29補正) 665億円 (28補正:685)  
うち国産チーズ振興枠 90億円

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械の導入、施設整備等を支援するとともに、家畜の効果的な増頭・増産の取組に対する重点化枠、中山間地域での所得向上・輸出拡大を支援する優先化枠及び国産チーズ原料乳の低コスト・高品質化の取組を支援する振興枠を設定

- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <公共>(農業農村整備事業で実施)  
(29補正) 95億円 (28補正:94)

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、大型機械化体系に対応した草地整備を推進

- 畜産経営体質強化資金対策事業 (融資枠) 130億円 ※既存基金を活用  
意欲ある畜産農家の経営発展を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための債務保証料を免除

- 加工施設再編等緊急対策事業 (29補正) 25億円の内数 (28補正:10億円の内数)  
畜産物の生産段階以降のコスト縮減等のため、食肉処理施設の再編合理化による施設整備、乳業工場における製造ラインの転換等を支援

### 畜産・酪農の生産力強化

- 国産チーズの競争力強化対策 (29補正) 150億円  
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の国産チーズ振興枠 90億円を含む)

酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化に向けた取組等を支援

- 酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (30当初) 30億円 (29当初:60)  
酪農家の労働負担軽減・省力化に資する協業化への取組や機器の導入等を支援(その他、ALIC事業において、省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援する対策を新設(50億円))

- 畜産生産能力・体制強化推進事業 (30当初) 5億円 (29当初:4)  
繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進するとともに、生産基盤強化に向けた肉用牛・乳用牛・豚に係る家畜改良等を支援

- 畜産・酪農生産力強化対策事業 (29補正) 10億円 (28補正:16)  
和牛受精卵・性別判別精液の活用、ICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、種豚の生産性向上のための機器導入等を支援

### 国産畜産物の需要拡大

- 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (29補正) 100億円の内数(28補正:100億円の内数)  
国産畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出处産地基幹施設等の整備を支援

- 畜産物輸出特別支援事業 (29補正) 20億円の内数(28補正:30億円の内数)  
国産畜産物の強み(味、安全性等)のPRやこれを活かす食べ方を伝えるための取組等を支援

- 畜産GAP拡大推進加速化 (30当初) 2億円 (29当初:—)  
日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、GAP認証取得、GAP認証取得の準備段階との取組となる「GAP取得チャレンジシステム」を普及する取組等を支援

## ② 自給飼料の生産拡大

- 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した強い畜産経営を確立する。

- 飼料増産総合対策事業 (30当初) 10億円 (29当初:10)  
子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築、肉用繁殖牛等の放牧を活用した地域内一貫体制の構築、コントラクター等の機能の高度化、エコフィードの増産等を支援

- 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 (29補正) 5億円 (28補正:9)  
難防除雑草の駆除、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給、公共牧場の機能強化を支援

- 飼料生産型酪農経営支援事業 (30当初) 70億円 (29当初:70)  
環境負荷軽減に取り組みつつ、飼料の二期作・二毛作等を行う酪農家や、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭して飼料作付面積を拡大する酪農家を支援

- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>(農業農村整備事業で実施)<再掲>  
(29補正) 95億円

- 草地関連基盤整備<公共>(農業農村整備事業で実施) (30当初) 69億円 (29当初:62)  
畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

## ③ 畜産・酪農経営安定対策の実施

- 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備。

<再掲を除いた合計額>1,864億円(1,763)億円

- 加工原料乳生産者補給金等 (所要額) 363(370)億円  
○飼料生産型酪農経営支援事業<再掲> 70(70)億円  
○肉用子牛生産者補給金 (所要額) 199(199)億円  
○肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 176(176)億円  
○肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)(所要額) 977(869)億円

※平成30年度に限り補填率9割

- 養豚経営安定対策事業(豚マルキン) (所要額) 100(100)億円  
○鶏卵生産者経営安定対策事業 49(49)億円

- 肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務資金(融資枠) 16億円※既存資金を活用  
肉用子牛価格の高騰により経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対する資金の円滑な融通を引き続き支援

## Ⅱ, TPP等関連政策の目標

### 3, 分野別施策展開、(1)農林水産業

#### ①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

農林水産関係での新市場開拓を推進するとともに、重要品目の再生産が可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。特に、本政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施する。

##### ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるとともにその需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにする。原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。

##### ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の環境整備を通じた輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。

#### ②経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

##### ○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・ 法制化した事業(肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン))について、補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国 3:生産者1)。
- ・ 肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに直す。
- ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 平成29年度から、協定発効に先立って実施。

## Ⅳ, 政策大綱実現に向けた主要施策

### 3, 分野別施策展開、(1)農林水産業

#### ①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

##### ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策)

##### ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

#### ②経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり